

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1 欄 異動があった場合には、すみやかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		

令和 年 月 日 (あて先) 塩尻市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒				特別徴収義務者番号					
		氏名 又は名称					宛番号					
		個人番号 又は法人番号	※				担当者 連絡先	係				
						氏名						
						電話	( ) -					
給与所得者	個人番号					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
	フリガナ											
	氏名	(旧姓)					月分から		令和	1 退職	1 特別徴収継続	円
	生年月日	昭和・平成 年 月 日					月分まで	月分から	年	2 転勤	2 一括徴収 (2欄へ記入)	控除社会 保険料額
	旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)							3 合併	3 普通徴収 (本人による納付)	円	
	現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)							4 休職			
					円	円	円	月 日	5 長期欠勤			

2 欄 給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	給与又は 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごと の徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)
異動日が6月1日から12月31日までの間は異動者の承認 を得てください。	・	円	円
一括徴収出来ない理由 (1月1日から4月30日までの退職等)	・	円	
1.5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当がないため又は、未徴収 税額より少ないため 2.その他 理由( )	一括徴収した税額は 月分で納入します。 ( 月 日期限)		

1 退職	2 転勤	3 合併	4 休職	5 長期欠勤	6 死亡	7 会社解散	8 住所誤報	9 その他 (特別徴収不可)
※[9. その他(特別徴収不可)]を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。								
(普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)							
(普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が93万円以下)							
(普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)							
(普E)	事業専従者 (個人事業者のみ対象)							

3 欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

給与支払者 (特別徴収義務者)	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)					担当者 連絡先	係				
	新しい勤務先の 所在地	〒					氏名				
	フリガナ							電話	( ) -		
	氏名又は名称						新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んで ください。 納入書 要・不要				

ご注意

1 「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛番号を記載してください。  
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け  
3 新勤務先へ回送願います。  
※ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け  
※また、前勤務先が個人事業者の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け  
※また、前勤務先が個人事業者の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け  
納税義務者が退職後国外へ転出する場合は、一括徴収・納税管理人の手続きにご協力ください。なお、一月一日から四  
月三十日までの間に退職された従業員の方には、一括徴収すること義務づけられています。